

DX社会における個人情報保護制度の現状と課題



中央大学国際情報学部教授 石井 夏生利

～要旨～

本稿では、個人情報保護制度の一元化を中心に近時の改正法を概観し、紙幅の許す範囲でDX (Digital Transformation) との関わりにおける個人情報保護制度の現状と課題を論じた。DXを推進させるためには、個人情報を適切に保護しつつ、国内外を問わず円滑に流通させることが不可欠である。2003年5月に成立した日本の個人情報保護法は、プライバシー・個人情報保護法の先進地域である欧米と比べると、20年から30年遅れていると指摘されてきたが、令和2年及び令和3年に連続して改正され、大きな制度的変革を遂げた。特に、令和3年改正法による官民一体型の法制度の実現は、国内でのDXの制度的基盤を整備する役割を果たすことに加え、国際的整合性に即したものとなっている。他方、改正法には課題も存在する。第1は、統一ルールへの対応であり、特に公的部門における新たな規律への対応や適切な法運用については、今後の関係者の取組に委ねられている。第2は、個別法分野への対応であり、個人情報保護委員会による積極的な関与が求められる。

1 DX社会と個人情報保護法

デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation, DX)¹⁾ は、ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを意味する。

総務省の情報通信白書(2018年版)は、DXに伴い、インフラ、制度、組織、生産方法など従来の社会・経済システムに、AI (Artificial Intelligence)、IoT (Internet of Things)などのICT (Information and Communication Technology)が導入され、社会・経済システムはそれらICTを活用できるように変革し、ICTの能力を最大限に引き出すことのできる新たな社会・経済システムが誕生するであろうと予測している²⁾。

近時、DX推進のための施策が加速している。2021年5月12日、デジタル改革関連法³⁾が成立し、DXを推進させるための法制が整えられた。また、それに先立ち、政府は「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2017年5月30日閣議決定、2020年7月17日改定)、「デジタル・ガバメント推進方針」(2017年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)、「デジタル・ガバメント実行計画」(2018年1月16日eガバメント閣僚会議決定、2020年12月25日閣議決定)など、行政のあり方そのものをデジタルに変革させるための方針を掲げてきた。デジタル改革関連法のうち、「デジタ

ル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下「整備法」という。)は、同日に成立したデジタル社会形成基本法に基づき、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護法等の関係法律について、所要の整備を行うための法律である。

各施策のなかでも、特に、2021年9月1日のデジタル庁発足は注目を集めた。デジタル庁は、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDXを大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げること、徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDXの推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取組を進めること⁴⁾を政策に掲げている。

2021年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指しており、その中で個人情報保護にも言及している。同重点計画のうち「第5 デジタル化の基本戦略」は、2020年6月5日に成立した「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「令和2年改正法」という。)、及び、前記デジタル改革関連法のうちの整備法(以下「令和3年改正法」という。)を踏まえ、各行政機関等による個人情報等の適正な取扱いの確保、個人情報保護委員会による制度の十分な周知・広報等、外国法制度の調査、情報提供への積極的取組、政令・規則・ガイドライン等の整備、個人情報保護委員会の体制強化等を謳っている⁵⁾。

DXを実現するためには、個人情報を適切に保護しつつ、国内外を問わず円滑に流通させることが不可欠である。令和2年改正法及び令和3

年改正法は、そのための制度的基盤を整備する役割を果たす。総務省が取りまとめた「自治体DX推進計画」(2020年12月25日)も、令和3年改正法について、「個人情報保護に関する法律の一元化等を通じて制度面でのデータの流通基盤が整備されれば、本計画における自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進と相まって、自治体におけるデータ活用の可能性が拡大することも認識すべきである」と述べている⁶⁾。

本稿では、以上の動向を踏まえ、個人情報保護制度の一元化を中心に近時の改正法を概観し、紙幅の許す範囲でDXとの関わりにおける同制度の現状と課題を論じることとする。

2 令和2年改正法の概要

令和2年改正法は、民間事業者に適用される「個人情報の保護に関する法律」(以下、民間事業者に適用される法を「個人情報保護法」という。)の改正法である。

個人情報保護法は、2003年5月23日に成立し、2015年9月3日に改正された(以下「平成27年改正法」という。)⁷⁾。平成27年改正法の附則第12条3項は、「政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と定めており、これは、いわゆる「3年ごと見直し」規定と言われている。

個人情報保護委員会は、この規定等に基づき検討を進め、2019年12月13日、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」を

公表した。この大綱に基づき行われたのが令和2年改正である。

令和2年改正法は、①個人の権利、②事業者の守るべき責務、③事業者による自主的な取組を促す仕組み、④データ利活用に関する施策、⑤ペナルティ、⑥法の域外適用・越境移転の各あり方について見直しを行った。本稿では、後述する令和3年改正法に基づく公的部門の個人情報保護ルール拡充との関係で、主に②及び④の改正事項に触れることとする。

②の事業者の守るべき責務の在り方では、個人情報の漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化された(第26条)⁸⁾。個人情報保護委員会への報告は、要配慮個人情報、財産的被害が発生するおそれがある場合、不正アクセス等故意によるもの、1,000人を超える個人データの漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれがある事態が生じた時に義務付けられる(個人情報保護委員会規則第4号第7条)。また、令和2年改正法では、いわゆる「破産者マップ」事件⁹⁾を受け、違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨の規定が設けられた(第19条)。

④のデータ利活用に関する施策の在り方では、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する規定(第41条以下)、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報(個人関連情報)の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける旨の規定(第31条)が設けられた。

3 令和3年改正法の概要

(1) 改正の背景

令和3年改正法は、国の個人情報保護法制を一本化し、地方公共団体の個人情報保護に関する共通ルールを定めるという点で、DX社会の推進を制度的に支える役割を有する。改正法の要点は、次頁の図1の通りである。

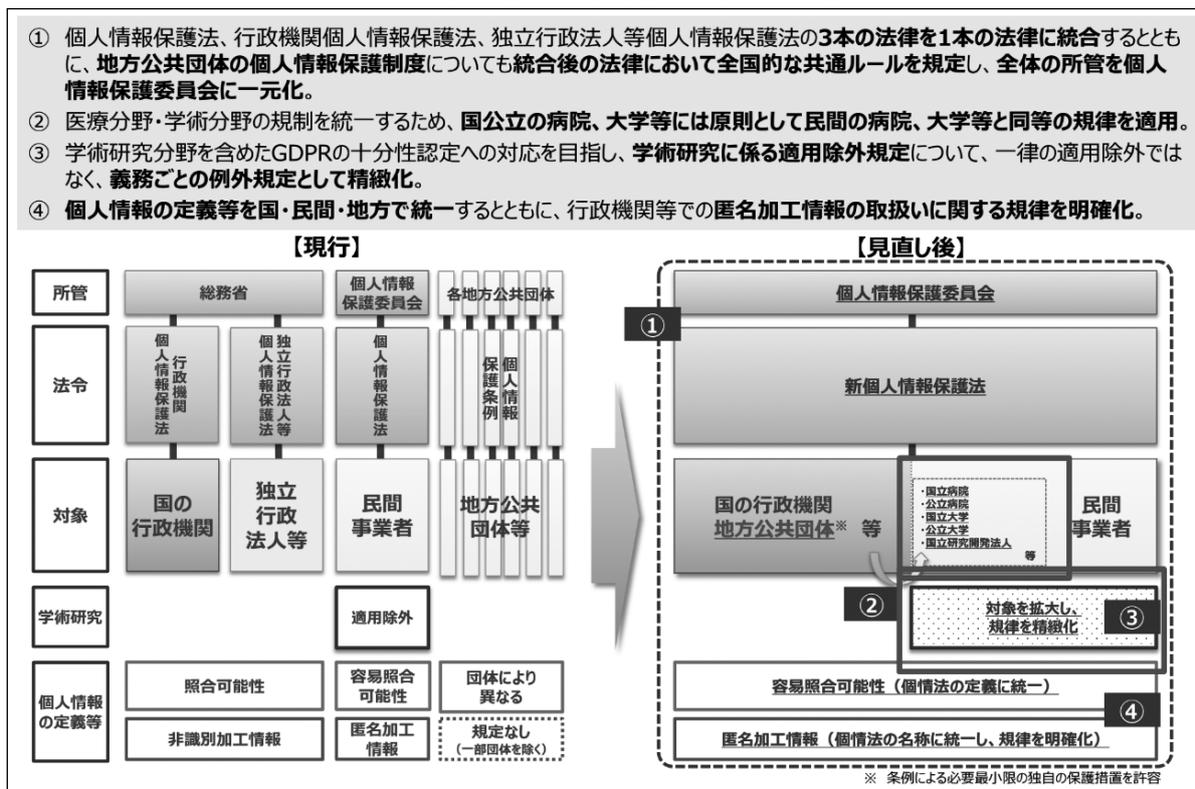
上記のうち、本稿との関係で最も重要な改正は、主に図1の①である。

平成27年改正法の附則第12条6項は、「政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする」旨を定めている。

国の個人情報保護法制については、行政機関には行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)、独立行政法人等には独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)、民間事業者には個人情報保護法がそれぞれ適用されてきた。独立監視機関である個人情報保護委員会の監督権限は、民間事業者には全てに及ぶものの、国の公的部門に関しては、マイナンバー法¹⁰⁾、行政機関及び独立行政法人等の非識別加工情報の取扱いに限られており、地方公共団体には及ばなかった。

しかし、こうした縦割り制度は、特に医療分野や学術研究分野において、設置主体が異なる場合における規律の不均衡をもたらしてきた¹¹⁾。また、民間部門を対象とする個人情報保護法では、平成27年改正法及び令和2年改正法を通じて充実する一方で、公的部門では大きな制度見直し

図1 個人情報保護制度見直しの全体像



(出所) 個人情報保護委員会「個人情報保護制度見直しの全体像」

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou_gaiyou.pdf)

は行われず、民間部門と公的部門との間で規律自体の差も拡大していた。

前述の通り、政府は「デジタル庁」を創設し、国及び地方のデジタル業務改革を強力に推進する方針を打ち出しており、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避となっていることから、個人情報保護に万全を期すため、独立監視機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要とされている¹²⁾。

また、個人情報保護制度の独立監視機関が本来果たすべき役割は、官民を問わず、包括的な執行権限を中立・公正な立場で行使する点にある¹³⁾。国際的に見ても、高い個人データ保護レベルを誇る欧州連合 (European Union, EU) は、1995年データ保護指令の時代から官民一体的な法制度

を設け、独立監視機関が監督権限を行使するという体制を維持してきた。日本は、平成27年改正法に基づき、2019年1月23日、越境データ移転について、一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation, GDPR) に基づく十分性認定¹⁴⁾を受けたが、公的部門の個人情報保護法制については、独立監視機関による監視が及ばないことから、十分性認定の対象とはなっていない。しかし、越境データ流通が一層高まる中で、十分性認定の拡大を含め、国際的な制度との調和を図る必要性が高まっている¹⁵⁾。

地方公共団体の個人情報保護制度についても、令和3年改正法において全国的な共通ルールを設け、個人情報保護委員会の監督権限を及ぼすこととした。歴史的に見ると、日本の個人情報保護法は、1970年代以降、住民基本台帳の電算

化等に伴う市町村の電算条例から出発しており、各地方公共団体の個人情報保護条例が国レベルの立法化に先立って発展した経緯がある。しかし、個人情報保護条例が各地方公共団体で異なることは、条文のばらつきや運用の相違など、いわゆる「2000個問題」をもたらす結果となった。国の行政機関個人情報保護法との比較においても、オンライン結合制限、個別の個人情報の取扱いに関する審議会等の審査、非識別加工情報、個人情報ファイル、個人情報取扱事務登録簿に関する規定など、多くの相違が見られた。こうした状況は、官民の円滑なデータ利活用の妨げになると指摘されてきた。加えて、国際的なデータ流通が増大する中、G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など日本の成長戦略との整合を図るとともに、充分性認定への対応を始めとする国際的な制度への調和についてもその必要性が一層高まっているとも指摘されていた¹⁶⁾。

以上の様々な問題状況から、令和3年改正法により、地方公共団体を含めた官民一体的な規律を設けることとした。

(2) 改正の要点

個人情報保護委員会が2021年3月に公表した資料¹⁷⁾によると、概ね次のような考え方が示されている。

第1は、定義関係の統一である。「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」は、民間部門の解釈運用を踏襲することとされた（第2条1項～7項）。地方公共団体の条例で独自の定義を置くことは認められないが、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共

団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報については、「条例要配慮個人情報」の定めを設けることができる（第60条5項）。

「行政機関」、「行政機関の長」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「行政機関等匿名加工情報」及び「行政機関等匿名加工情報ファイル」の用語の定義は、改正前の行政機関個人情報保護法の解釈運用を踏襲することとされた（第2条11項、第60条1項～4項）。

第2は、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律である。

個人情報の保有の制限等（第61条）、利用目的の明示（第62条）、正確性の確保（第65条）、利用及び提供の制限（第69条）については、改正前の行政機関個人情報保護法の解釈運用を原則として踏襲することとされた。

不適正な利用の禁止（第63条）、適正な取得（第64条）、漏えい等の報告等（第68条）、外国にある第三者への提供の制限（第71条）、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（第72条）、仮名加工情報の取扱いに係る義務（第73条）については、行政機関個人情報保護法には相当する規定が存在しなかったものであるため、令和2年改正法に関するガイドライン等との整合性も考慮しながら、規則・ガイドライン等を整備することとされた。

安全管理措置（第66条）、従事者の義務（第67条）、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（第70条）については、行政機関個人情報保護法と比較して規律の充実が図られたものであり、令和3年改正法の趣旨も踏まえながら、政令・規則・ガイドライン等を整備することとされた。

なお、ガイドラインについては、個人情報保護委員会より、2022年1月に「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関

等編)」、同年2月に「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」及び「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」がそれぞれ公表されている。

第3は、個人情報ファイル及び個人情報ファイル簿関係である。

国の行政機関に関して、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知(第74条)、個人情報ファイル簿の作成及び公表(第75条)は、改正前の行政機関個人情報保護法の解釈運用を原則として踏襲することとされた。

独立行政法人等¹⁸⁾に関して、個人情報ファイル簿の作成及び公表(第75条)は、改正前の独立行政法人等個人情報保護法の解釈運用を原則として踏襲することとされた。

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人¹⁹⁾に関して、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律について、改正前の行政機関個人情報保護法の解釈運用を原則として踏襲した上で適用することとされた。

地方公共団体では、個人情報保護条例に基づき「個人情報取扱事務登録簿」を運用する例があり、令和3年改正法の施行後も、条例で定めを置くことにより同様の運用を継続することが認められる(第75条5項)。

第4は、開示、訂正及び利用停止関係である。

国の行政機関及び独立行政法人等に関しては、改正前の行政機関個人情報保護法の解釈運用を基本的に踏襲することとされた。但し、令和3年改正法により、本人又は法定代理人に加え、任意代理人による開示等請求が認められる。

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に関しても、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律が原則として適用されるが、情報公開条例との整合性を確保するため、非開示情報、

開示等手続細則及び審査請求手続については、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができる(第108条)。

第5は、行政機関等匿名加工情報関係である。

国の行政機関及び独立行政法人等に関しては、改正前の行政機関個人情報保護法の解釈運用を原則として踏襲することとされた(第109条以下)。

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に関しても、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律が適用されるが、当分の間は都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとする(令和3年改正法附則第7条)。

第6は、地方公共団体の機関・地方独立行政法人関係である。

地方公共団体については、独自条例を定められる範囲は極めて限定されている。死者に関する情報、オンライン結合制限、個別の個人情報の取扱いに関して審議会等への諮問を要件とすることなどを定めた条例は、個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという令和3年改正法の趣旨に照らして許容されない。他方、上記の通り、条例要配慮個人情報を定めることは認められるが、法の規律²⁰⁾を超えて、地方公共団体による取得や提供等への独自の規律、民間事業者の取扱いに対する固有の規律を設ける等の対応は認められない。なお、地方公共団体の長は、独自条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に届け出る義務を負う(第167条1項)。

また、地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外されていることから、国会や裁判所と同様に、自律的な対応が期待されている。

4 DX社会における個人情報保護制度の現状と課題

個人情報保護法は、2003年5月23日に成立したが、プライバシー・個人情報保護法の先進地域である欧米と比べると、20年から30年遅れていると指摘されてきた²¹⁾。その後、平成27年改正法まで12年以上を要したが、この改正によって、個人情報取扱事業者に対する監督権限が、各分野の主務大臣から個人情報保護委員会に一元化された他、外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用などの規定が設けられた。

前述の通り、日本は、2019年1月23日、EUのGDPRに基づき充分性認定を受けた。DXの推進には、円滑な越境データ移転を行う制度が不可欠であるところ、充分性認定は、個人情報保護分野における国際的信頼を大きく高めることに寄与した。

その後、個人情報保護法の改正の流れが加速し、令和2年改正法及び令和3年改正法により、最終的には官民一体型の法制度が実現した。データ保護を基本的権利と謳い、世界の個人情報保護制度を牽引するEUは、官民一体型の立法を設け、独立監視機関の法執行により遵守を担保する仕組みを維持してきた²²⁾。また、近時では、アジアやアフリカ地域等を含め、個人情報保護法制の制定が広がっており、GDPRを意識したと思われる立法例も見られる²³⁾。令和2年改正法及び令和3年改正法は、こうした国際的整合性に即したものと見える。

他方、課題も残されている。第1は、統一ルールへの対応である。令和2年改正法は2022年4月1日に全面施行を迎え、令和3年改正法は2022年4月1日に一部施行した他、2023年春の全面施行を控えている。国レベルの各個人情報保護法は一元化され、個人情報保護委員会によ

る各種ガイドライン等も順次公表されているが、特に公的部門における新たな規律への対応や適切な法運用については、今後の関係者の取組に委ねられている。また、地方公共団体は、令和3年改正法を実施するための新たな個人情報保護条例を設けなければならない、特に、オンライン結合規定の廃止、審議会制度の廃止又は役割の変更、個人情報事務登録簿と個人情報ファイル簿の調整など、多くの対応を求められる。国際的には、充分性認定の範囲を公的部門に拡大すべく、EUとの折衝を進めなければならない。

第2は、個別法分野への対応である。個人情報保護法制は、個別法の定める個人情報保護規定との関係では一般法の位置づけを有する。2003年5月の個人情報保護関連法成立時における、衆議院及び参議院の各個人情報の保護に関する特別委員会²⁴⁾は、その附帯決議の中で、「医療、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討すること」と謳っていた。令和3年改正法においても、「政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる」(第6条)と定めている。

医療分野では、医師その他の医療従事者に罰則付の守秘義務が課せられ(刑法第134条、保健師助産師看護師法第42条の2、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第73条1項及び第74条等)、臨床研究法は、特定臨床研究を実施する者に対して、守秘義務のほか、インフォームド・コンセントの取得や個人情報

の保護等を義務付けるなどしている（同法第9条、第10条、第11条）。金融・信用分野において、銀行法は顧客情報の適正な取扱いを義務付け（銀行法第12条の2第2項）、貸金業法は加入貸金業者に対し、加入指定信用情報機関への個人情報情報の提供等に係る同意の取得義務を課し、目的外使用、第三者提供を罰則を持って制限するほか（同法第41条の36、第41の38、第47の3第1項六号）、割賦販売法は、加盟店に対し、クレジットカード番号等の適正な管理、クレジットカード番号等の不正利用の禁止を義務付けている（同法第35条の16、第35条の17の15）。電気通信分野では、電気通信事業法、有線電気通信法、電波法が、罰則付で通信の秘密の保護を定めている（電気通信事業法第4条、第179条、有線電気通信法第9条、第14条、電波法第59条、第109条、第109条の2）。これらの法令に加えて、医療分野、金融分野、電気通信事業分野等の個別分野では、個人情報保護ガイドラインが整備されており、一般法である個人情報保護法よりも高い保護措置を求める事項が含まれている。

このように、既に個別分野で一定の保護措置は講じられているが、今後、DXが加速するに連れて、個別法の重要性が高まることが予想される。例えば、金融審議会の資金決済ワーキング・グループでは、銀行等によるマネーロンダリング及びテロ資金供与対策業務の共同化に関する上乘せの個人情報保護措置が検討され、2022年3月4日、資金決済法等の改正案が国会に提出された。個人情報保護委員会の監督権限は、あくまで個人情報保護法の範囲に留まるが、個別法における個人情報の取扱いに関する法解釈に齟齬が生じないように、個人情報保護委員会には、各所管官庁と十分な調整の上、個別法分野の保護措置にも積極的な関与が求められる。

【注】

- 1) DXは、スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン (Erik Stolterman) 教授によって、2004年に提唱された概念である (<https://www8.informatik.umu.se/~acroon/Publikationer%20Anna/Stolterman.pdf>)。
- 2) 総務省「情報通信白書(2018年版)」(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd102200.html>)。
- 3) デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律。
- 4) デジタル庁「組織情報」(<https://www.digital.go.jp/about>)。
- 5) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2021年12月24日閣議決定) (https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211224_policies_priority_package.pdf) p.32。この重点計画の決定に伴い、「デジタル・ガバメント実行計画」は廃止された。
- 6) 総務省「自治体DX推進計画」(2020年12月25日) (https://www.soumu.go.jp/main_content/000726912.pdf) p.3。
- 7) 平成27年改正法の概要は (https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/daiyoji_sangyo_chizai/pdf/003_02_00.pdf) 等参照。
- 8) 本稿では、整備法第51条改正後の条文番号を示す。
- 9) 「破産者マップ」とは、官報公告された破産者情報を網羅的に集計・データベース化し、Googleマップ上に公開したサイトをいう。個人情報保護委員会は、2020年7月29日、破産者マップに該

- 当する2つのウェブサイトを直ちに停止等するよう命令を下し、両サイトは同年8月に閉鎖された。
- 10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。
- 11) 個人情報保護法には、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合における、個人情報取扱事業者等の義務からの適用除外規定(改正前の個人情報保護法第76条1項三号)が設けられる一方で、行政機関個人情報保護法や独立行政法人等個人情報保護法にはこれに相当する規定は存在しなかった。
- 12) 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」(2020年12月)(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/pdf/r0212saisyuhoukoku.pdf) p.5 参照。
- 13) 拙稿「個人情報保護委員会による公的部門の監督」ジュリスト第1561号(2021年8月) p.46 以下。
- 14) EU域内からの個人データの越境移転に関して、移転先の第三国等の個人情報保護制度が欧州委員会から「十分なレベルの保護」を保障している旨の認定を受けた場合には、個別の許可なくして個人データの移転が認められる制度。
- 15) 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース・前掲「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」 p.5。
- 16) 同上 p.33。
- 17) 個人情報保護委員会「公的部門(国の行政機関等・地方公共団体等)における個人情報保護の規律の考え方(令和3年個人情報保護法改正関係)」(2021年3月)(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf)。
- 18) 規律移行法人を含む。以下同じ。
- 19) 同上。
- 20) 記録情報に要配慮個人情報が含まれる場合に

は、個人情報ファイル簿にその旨を記載することが義務付けられる(第75条4項)。

- 21) 拙著『個人情報保護法の理念と現代的課題：プライバシー権の歴史と国際的視点』(勁草書房、2008年) p.471 以下。
- 22) 拙著『新版 個人情報保護法の現在と未来：世界的潮流と日本の将来像』(勁草書房、2017年) p.472 以下。
- 23) UNCTAD, *Data Protection and Privacy Legislation Worldwide*, <https://unctad.org/page/data-protection-and-privacy-legislation-worldwide>.
- 24) 衆議院の附帯決議は2003年4月25日付、参議院の附帯決議は同年5月21日付。

いしい かおり

2007年3月、中央大学大学院法学研究科国際企業関係法専攻博士後期課程修了、博士(法学)。

2004年11月以降、情報セキュリティ大学院大学助手、助教、講師、准教授、筑波大学図書館情報メディア系准教授を経て、2019年4月より、中央大学国際情報学部教授。

【専門】

プライバシー・個人情報保護法、情報法

【主な著書】

『個人情報保護法の理念と現代的課題 —プライバシー権の歴史と国際的視点』勁草書房、2008年

『新版 個人情報保護法の現在と未来 —世界的潮流と日本の将来像—』勁草書房、2017年

『EUデータ保護法』勁草書房、2020年 など
